平成30年度

第17回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年11月9日(金曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について

出席委員(16名)

1番 宇治田清治

2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

4番 有本 太一

6番 坂東 紀好

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙

13番 廣井 伸多

欠席委員(3名)

5番 曽根 光彦

7番 吉中 雅三

10番 岩橋 章

出席職員

農業委員会事務局

局 長 田村 佳紀

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 清滝 篤樹

班 長 中川 拓哉

企 画 員 井口小都美

事務副主任 殿元 輝之

事務副主任 東 健太

事務副主任 稲垣 良典

14番 辻本 傑

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

13時00分 開会 します。

- ◆田村局長 それでは、定刻が参りました ので、第17回農業委員会総会を開催いた による通知について説明いたします。 します。谷河会長よろしくお願いします。 ◆東 事務副主任 番外、説明します。
- ◆会長(谷河 績) ただいまより、第1 7回農業委員会総会を開会いたします。 の合意解約通知で2件ありました。

出席委員は19名中16名で、定足数に 達しておりますので総会は成立しています。 る解約です。以上です。

去る10月29日、山本宏一委員、藤井 髙委員、吉川委員によりまして現地調査並 びに事情聴取が行われています。後ほど報 告方よろしくお願いします。

なお、曽根委員、吉中委員、岩橋委員かします。 ら都合により欠席したい旨、ご連絡があり ましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 項に規定する議事録署名委員は、和田委員、◆東 事務副主任 番外、説明します。 藤井髙委員にお願いします。

きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 定による届出について説明いたします。

- ◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。 申請人は、経営面積・・・・㎡を有する農 本件は、農地法第3条の3第1項の規定 による届出があったもので、11件ありま ため届出をするものです。以上です。 した。内容は全て相続による所有権の取得 です。また、本届出に対して受理書を交付 しておりますが、本受理書は権利の移動等 の効力を発生させるものではありません。 以上です。
- ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

報告事項 農地法第18条第6項の規定

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

なお、No1は農地中間管理事業に関す

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法施行規則第29条第1 号の規定による届出について説明いたしま す。

本件は、農地法施行規則第29条第1号

それでは報告事項より始めさせていただ に規定する農業用施設の届出で1件ありま した。

> No1 申請地は安原地区・・、市立安 原小学校の・・・・mに位置しています。 家です。新規の農業用倉庫が必要となった

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第4条第1項の規定に よる農地転用届出について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 それでは、ご了承いただけたことといた 本件は、農地法第4条による市街化区域 成30年10月29日付で受理通知書を交 適格者証明願について提案いたします。 付しています。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に です。 よる農地転用届出について説明いたします。 ◆会長(谷河 績) 議案第1号について

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域 何かご意見、ご質問ございませんか。 内の農地転用の届出で6件ありました。平 成30年10月9日付、19日付、29日 付で受理通知書を交付しています。なお、 No6は開発許可済となっております。以 上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可に ついて、説明いたします。

- ◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。 る法律第18条第4項の規定に基づき、県 知事より認可されたもので、1件ございま した。面積は畑が・・・・㎡です。なお、 以上です。
- ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

内の農地転用の届出で4件ありました。平 議案第1号 相続税の納税猶予に関する

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第 1項の規定による相続税納税猶予に関する 適格者証明書の申請があったもので、3件 ございました。相続人から、耕作を継続す る旨の誓約書が添付されております。以上

説明が終わりましたが、この議案について、

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない 旨の証明願について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付 基準に基づき、証明願の提出が3件ござい それでは、ご了承いただけたことといた ました。No1 昭和・・年・・月・・日 より宅地として利用している No2 平 成・・年頃より宅地として利用している No3 昭和・・年頃より山林化している また、No1からNo3については、非 本件は、農地中間管理事業の推進に関す 農地証明の交付条件(5)の土地であって (7) から(9) の条件を満たしていると 思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について 9月28日付けで県知事による認可済です。 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で8件ありました。

No1からNo8については、調査の結 果、耕作等に支障がないこと、当該農地の 権利を取得しようとする者は、下限面積要 件を満たし、その取得後において全ての農 地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従 事すると認められるなど、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件の 全てを満たしています。なお、No5、N o6については、3条取得を伴った3条許 可の使用貸借権の設定を含む申請であるた め、現地調査並びに事情聴取を行っており ます。本案件については、担当の吉川委員 から報告があります。以上です。

- ◆会長(谷河 績) No5、No6につ きまして、現地調査並びに事情聴取を行っ ていますので吉川委員さん報告願います。
- ◆ 1 5 番 (吉川松男) 報告します。 1 0月29日に私と事務局の田村局長で現地 調査を行い、その後、藤井髙委員と山本宏 一委員と共に事情聴取を行いました。今回、 一番疑問に思いましたのは、譲受人の現住 所が・・県であるため本当に耕作を続けて いけるのかという点でしたので、このこと について聞いてみましたところ、本人は現 在、・・で・・・をしていますが、今まで も年間40日ぐらいは・・の手伝いを行っ ていたし、今後も同様に耕作に携わるそう です。将来、・・の和歌山に帰り農業を必 ず継ぐとのことで、当面の耕作自体は・・ が中心となって家族で行ってゆくそうです。 また、借り受ける農地は申請人の・・の土 地だそうです。生前贈与の申請であるた め、・・の現住所は気になるものの、耕作 に支柱を立て、営農をしながら上部空間に

は継続される事は問題ないと思われました。 相続を待てば申請する必要もないと思われ たので、この件についても聞いてみたとこ ろ、・・は先代から相続を受けた時に土地 の資産価値が高く相続税の支払いのため多 額の現金が必要となり、大変苦労したそう です。今回の土地は現在道の無い農地で評 価は特に高く無いけれど、将来都市計画道 路・・・線の延長により大きな道に面す る事となり、そうなれば相続の時には今よ り土地評価は高くなり、相続税を支払うた めには土地を売る必要が出てくるので、今 のうちに生前贈与し農地を守りたいという ことでした。市街化区域の農地を持つ農家 としては確かに気の毒な部分もあり、本人 も必ず帰ってきて農業を継ぐとの発言があ った事や・・が今後も農業に携わることを 考えると、やむを得ない部分もあるかと思 いましたが、皆様の慎重なご審議をお願い します。以上です。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第3号について、説明が終わり ましたが、この議案について、何かご意見、 ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について提案 いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、西和佐地区・・、西 和佐小学校の・・・・・mに位置し、概ね 10ha以上の規模の一団の農地の区域内 にあるため第1種農地に該当します。農地 太陽光発電設備を設置したいので、3年更 新が必要な一時転用の申請に至ったもので す。なお、本申請は平成・・年・・月・・ 日付で許可があったものの再設定を目的と したものとなっております。許可の確認事 項として、簡易な構造で容易に撤去できる 支柱、下部の農地で営農できる日照量や、 支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要 な機械等を利用するための空間の確保など の確認をしています。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について、 小学校の・・・・mに位置し、市街地に 説明が終わりましたが、この議案について、 近接する区域内でその規模が概ね10ha 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、山口地区・・、山口 小学校の・・・・mに位置し、市街地に 近接する区域内でその規模が概ね10ha 未満のため第2種農地に該当します。申請 者は・・・・を営んでおり、住環境に適し た場所である当該申請地を分譲住宅として 転用しようとするものです。なお、開発許 可申請中です。

No2 申請地は、西和佐地区・・、和 歌山インターチェンジの・・・・mに位 置し、高速道路インターチェンジの出入口 から300m以内に位置し第3種農地に該 当します。申請者は・・・・を営んでおり、 す。・・・・では現在、借地に資材を保管 インターに近く交通の便が良いことから貸 資材置場として申請するもので す。・・・・が資材置場として利用予定るものです。

です。

No3 申請地は、三田地区・・、三田 小学校の・・・・・mに位置し、市街地に 近接する区域内でその規模が概ね10ha 未満のため第2種農地に該当します。申請 者は・・・で、住宅と隣接している当該申 請地を駐車場として利用するために転用の 申請をするものです。なお、使用貸借権設 定です。

No4 申請地は、三田地区・・、三田 未満のため第2種農地に該当します。申請 者は・・・で、現在・・と・・の・人で賃 貸住宅に住んでおり、今回、・・の近くに 位置する当該申請地に新たに住宅を建てる べく、転用の申請をするものです。なお、 使用貸借権設定で建築許可申請中です。

No5 申請地は、安原地区・・、市街 地に近接する区域内でその規模が概ね10 h a 未満のため第2種農地に該当します。 申請者は・・・で、自身が勤める・・・ ・・の資材置場として転用しようとするも のです。・・・・では現在、借地に資材 を保管していますが、今後は会社付近の当 該申請地に資材置場を移すため、転用の申 請をするものです。

No6 申請地は、安原地区・・、市街 地に近接する区域内でその規模が概ね10 ha未満のため第2種農地に該当します。 申請者は・・・で、自身が勤める・・・・ の資材置場として転用しようとするもので していますが、今後は会社付近の当該申請 地に資材置場を移すため、転用の申請をす

街地に近接する区域内でその規模が概ね1 0ha未満のため第2種農地に該当します。 申請者は・・・・を営んでおります。資 材置場が不足し、既存の資材置場を拡張す るため、転用の申請をするものです。なお、 賃貸借権設定です。

なお、No1につきましては、山本宏一 委員、藤井髙委員、吉川松男委員と現地調 査並びに事情聴取を行っておりますので、 担当の委員から報告があります。以上です。 ◆会長(谷河 績) No1につきまして、 現地調査並びに事情聴取を行っていますの で山本宏一委員さん報告願います。

◆2番(山本宏一) 報告します。

去る10月29日に藤井髙委員、事務局 東氏と共に現地調査並びに事情聴取を行い ました。現地は事務局の説明にもありまし たとおり、山口小学校にも近く、昔からの 集落の外縁部に位置しています。譲受人 は・・・・でこの申請地で・・軒の分譲住 宅を建設したいとのことでした。なぜ、こ の場所を選んだのかについては、小学校や 大型スーパーに近い上に、山口地区内で地 元住民の子供が新宅を建てたいという需要 も多く、この場所を選んだそうです。近隣 の農業への被害防止としては、開発許可基 準に基づき擁壁や排水路を設置して被害の 無いようにするそうです。さらに、住宅購 入者に対しては、この地区は市街化調整区 域で農業を行う地域であるので、農業機械 の騒音や農薬が散布されることがある事を 重要事項説明にて行い承諾書をとるそうで す。隣接農地や水利組合の同意もあり特に 問題は無いと思われましたが、皆様の慎重 なご審議をおねがいします。

- No7 申請地は、東山東地区・・、市 ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。議案第5号について、説明が終わり ましたが、この議案について、何かご意見、 ご質問ございませんか。
 - ◆16番(大河内壽一) No7の・・の 件について、これは以前に不法投棄があっ たところで、まだそのままになっているの ではないですか。
 - ◆清瀧副課長 番外、説明します。今回の 申請地に関しての不法投棄はありません。 ただ、今回申請の貸付人である・・・・氏 所有の農地である・・地区の・・・・の 法面を埋め立てた土が今年の秋の台風で土 砂崩れを起こし・・・・周辺で被害があ ったのですが、崩落した土が産業廃棄物で あるコンクリート片の混ざったものでした。 市の一般廃棄物課と共に対応し、一般廃棄 物課からは今回崩れた土砂を撤去すること、 土砂に含まれるコンクリート片を決して元 の農地に戻さないようにとの指導があり、 既に全て撤去されています。ただ、まだ法 面には過去に入れた土が残っています。地 元ではこの農地を今後どうするのか、とい う声があると聞いています。ただし、これ は今回の申請とは別の土地の問題であり、 いわゆる産廃問題と今回の議案の審議とは 分けて考えるべきであると考えます。一 方、・・・・氏が今後この農地をどう使っ ていくのかについて指導を行ったり、注意 して見守って行く必要があると考えます。
 - ◆16番(大河内壽一) 今後指導して行 くということですね。
 - ◆清瀧副課長 はい。先週の水曜日に・・ ・に電話し、法面の管理をしっかりするよ う指導しております。また、現地はいわゆ る中間地目で作物を植えていない状態です

ので、今後は作物を植え、農地としてきち No1 本件は、昭和・・年に双方で解 きます。

◆会長(谷河 績) この議案について、 他にございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号は可決と決定しました。 議案第6号 農用地利用集積計画につい て、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定で、新規の契約が1 2件ございました。

No3からNo6、No12は賃貸借権、 副委員長報告願います。 それ以外は使用貸借権の設定です。期間は No1、No2、No9からNo11が3 年、No7、No8、No12が5年、N o3からNo6は10年です。また、No 9からNo12については農地中間管理事 業による和歌山県農業公社との貸借権の設 以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地賃貸借契約等登録台帳 からの抹消について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳 の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に 関する要綱に基づく案件が1件ありました。 アンケートを行うに至った経過や結果内容

んと使用していくよう引き続き指導してい約おれたが手続きを行っておらず、その後、 土地所有者が土地を管理していた。解約の 覚書や離作補償の書面も現存し、現地の調 査を行い、事実と確認できたため抹消する ものです。以上です。

> ◆会長(谷河 績) 議案第7号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第7号は可決と決定しました。 議案については以上です。

続きまして、10月10日に開催した農 政問題調査研究小委員会について、藤井髙

◆12番(藤井 髙) 報告します。

去る10月10日に農政問題調査研究小 委員会を開催し、審議した結果を報告させ ていただきます。「農業委員会だよりにつ いて」、「農地の貸借に関するアンケートの 結果について」の議題について審議いたし 定です。面積は田が21,062㎡でした。 ました。まず、農業委員会だよりについて ですが、お配りしております校正案をご覧 ください。事前に委員の皆さんにご意見を 説明が終わりましたが、この議案について、 お聞きし、校正いたしておりますが、ご了 承いただけましたら、この内容で印刷業者 に依頼いたしたいと思います。なお、周知 ご意見、ご質問がないようでございます 方法については、昨年と同様に自治会を通 じて市内全域に全戸回覧するとともに、市 役所支所・連絡所、JAわかやま各営農セ ンター、関係機関に設置または配布の予定 です。11月末から12月上旬の回覧とな ります。次に、「農地の貸借に関するアン ケートの結果等について」ですが、まずは について、事務局から説明願います。

◆中川班長 説明いたします。まず、今回 のアンケートの調査をした目的ですが、7 月の総会でも報告しましたが、本市は賃貸 借の割合がかなり低い傾向となっています。 これまでは借り手の意向を中心に貸借を進 めてきたところがあり、今後は貸し手の意 向も聞き入れるべく、高齢や事情によりや むなく耕作できない農地所有者に対して、 水利費を含め、全く無償での貸借が進んで 行くのはどうなのかというところで、さら なる調査を進めてきたものです。今回、本 市農業者の意見を集約するため、農地の貸 借に関してアンケートを実施しました。利 用権設定を行っている主な貸し手と借り手 各50人と農地利用最適化推進委員さんか ら無記名で率直な意見をお聞きしました。 また、貸し借りする上で、地域での農道、 水路清掃への参加は貸し人、借り人どちら が行った方がよいかなどの意見もお聞きし ました。今後の農地の貸借内容の参考とす るため、アンケートの結果について、小委 員会にて委員の意見をお聞きしたものです。 いただきました。

はじめに7月の総会でも説明した資料を あらためて説明いたします。

「利用権設定の賃借料の水準と賃貸借の 割合ついて」机上に配布しております資料 1をご覧ください。

本市の貸借の実態を全国等と比較し、調査しましたので報告します。

1ページをご覧下さい。平成22年から 平成27年までの6年間の全国、近畿、和 歌山県、和歌山市を比較した賃借料と、賃 貸借で設定された、件数別と面積別の割合 を示しています。各エリアにおいて、過去 6年間のそれぞれの数字は横ばいとなって

います。全体的に賃借料に関しては田が1 0 a あたり1万円前後、畑は全国より和歌 山県が高い傾向です。賃貸借を設定してい る割合に関しては、全国が約8割、近畿で 約5、6割、和歌山県で約4割、和歌山市 で約2割となっています。2ページをご覧 下さい。平成27年の都道府県別の利用権 設定の賃貸借、使用貸借の割合です。ご参 照下さい。3ページをご覧下さい。左の表 は平成29年の調査可能な範囲での中核市 の賃借料と、賃貸借の割合です。中核市で は、平均して田、畑とも約1万円の賃借料 となっています。総合的に、10aあたり、 約1万円の賃借料が相場と見受けられます。 また、本市は賃貸借の割合がかなり低い傾 向となっています。続いて今回のアンケー ト調査の結果を報告します。資料2をご覧 下さい。

(以下、資料2のアンケート調査の結果に 沿って説明。)

◆12番(藤井 髙) 以上のアンケート 結果の報告を受けて、各委員からご意見を いただきました。

委員からは

- ・水利費については、農地を利用する借り 人が負担すべき。
- ・農地所有者は、固定資産税、水利費、管 理費の負担が大きい。
- ・地域によっては、作り手が少ないため、 農地の貸借は無償で、お金はいらないから 作ってほしいという所有者もある。
- ・畦等の管理、農道や水利の清掃については地域のルールがあり、それに従うのが無難。同様に、水利費や諸雑費の負担についても、周辺にあわせる必要がある場合もあり、一概には言えない。

といった意見がありました。

小委員会の結果としては、地域により実情 が異なり、様々な事情や意見があり、農地 の貸借におけるルール等について、方向性 を示すことはできませんでした。今回は、 アンケート結果のとおりの本市農業者の率 直な意見があったということで、今後の農 地の貸し借りの参考にしていただきたいと 思います。報告は以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」 それでは、この報告について、ご了承いた だけたことといたします。

◆3番(土橋ひさ) 意見ではないのです が、このことに関連して、先日、以前私が 現地調査を担当した新規就農者の方で・・ ・の・・さんという方の農園に立ち寄って お話をしてきました。この方は就農支援セ ンターを卒業されており、先日は卒業生の 仲間たちに手伝ってもらって大豆の収穫を 行ったとのことでした。また、周辺の方も 古い小屋を貸してくれたり、非常に協力的 で助かっているとのことでした。気になっ たのが、収穫した大豆を乾燥させるために 農地の隅に積み上げて鳥害を防ぐネットを 掛けていましたが、こんな方法でちゃんと 売り物になるのか疑問に思いました。大豆 の産地では皆こうしているとのことでした が、例えば昔、お米はなるに掛けて乾燥さ せたものですが、あの方法では発酵してし まうのではないかと心配です。昨日も雨で したし、今年は台風で2回浸水したとのこ 農協には指導員がいますし、私が以前いた 農業振興課、昔の普及センターにも技術指

導員がおります。そうした機関との間で、 毎月委員会で審議されている新規就農者の 情報を共有して、応援といいますか、時々 技術面の指導をしてあげるようなシステム になっているのか気になりました。新規就 農者に技術的なバックアップをして行くべ きではないでしょうか。

◆6番(坂東紀好) 新規就農者の生活 が成り立って行くよう、JAではできる限 りの支援、訪問をして対応しています。ど こまでできているかという問題はあります が、何もしていないわけではありません。 ただ、新規就農の方は作り方等でそれぞれ いろいろな思いがあって、我々の意見を聞 いていただけないこともあります。

もう一点、地域の担い手、特に新規就農 者については生活が成り立っていくように してあげないといけないという中で、先ほ ど説明がありました賃料について、新規の 担い手さんもちゃんと払いたい思いはある のですが、なかなかできないというのが現 実です。先ほどのデータで1反あたりいく ら、と単純にしていましたが、そもそも条 件が全く違う中それを考慮せず一律に考え るとどうしても資金力のある企業に流れて 行くということになる。それで地域の農業 を守れるのか、地域に農家がいなくなる、 それで良いのかということです。

◆田村局長 土橋委員のご質問につきまし て、活用協議会といいまして、和歌山県、 和歌山市農林水産課、農業委員会、JAさ んとで農地の貸借について協議を毎月やっ ておりまして、農地を誰に貸すのかという とでした。そういう技術的なことについて、 ことについては連携をしております。ただ 指導の部分についてはご指摘のとおり、そ こまで行けているのかという問題がありま

す。今日いただいたご意見を活用協議会の 中で議論させていただけたらと思います。

- ◆3番(土橋ひさ) よろしくお願いします。あの人が失敗したら収入がなくなります。知り合いの指導員さんに個人的にお願いするのもおかしいような気がしますし。現場で指導している人に組織として情報が伝わり、指導し、新規就農者が育っていくとならないといけないと思います。
- ◆6番(坂東紀好) もう一点、規模の 拡大といいますが、本当にそれが収益、所 得が上がるということになるのか。それが 前提になっているが、これはあくまで感覚 としてですが、新規就農者を中心に見ると 面積は増えているが所得は下がっている、 実際に圃場を見ていくとわかるのです。う まく回って行っていないのです。面積を拡 大すると所得が上がるという解釈を変えて いく必要があるのではないか。面積が少な くてもそこで収益を上げていくというよう に。面積を増やしてあげたからこれでよか った、であればみんなつぶれていきます。
- ◆会長(谷河 績) その他、何かござい ませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第17回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

13時55分 閉会